

府監第1723号
令和8年1月22日

* * * 様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月15日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）及び大阪府立＊＊＊＊＊学校（以下「本件学校」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に違反する形で作成・管理・提供了²アセスメント、個別の教育支援計画、引継資料等の個人情報を前提として行った一連の職務行為に係る人件費支出

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

教育庁及び本件学校が、個人情報保護法に違反する形で作成・管理・提供了²アセスメント等の個人情報を前提として行った一連の職務行為に係る人件費支出は、違法な行政行為を原因とする不当な公金支出に該当する。

3 求める措置の内容

違法な行政行為を原因とする不当な公金支出の是正及び再発防止措置を講ずること。

第2 住民監査請求の要件に係る判断

1 最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決によれば、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合に

において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき所定の期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされている。

2 本件請求において、請求人は、①A²アセスメント等の文書、個別の教育支援計画、引継資料等の文書について、合理的根拠を欠く評価的記述が事実情報として記載されている点において個人情報保護法第19条に違反し、②請求人による訂正等の要請に対して是正措置を講じることなく放置した点において個人情報保護法第34条及び第36条の趣旨に違反し、③本件学校の校長（以下「本件校長」という。）が、未完成・未確定であると認識していた個人情報を外部提供し、その後も是正等の措置を講じなかった点において個人情報保護法第19条及び第20条に違反するとして、これらを前提として行われた職務行為に係る人件費の支払は、違法な行政行為を原因とする不当な公金支出に該当すると主張し、その是正等を求めている。

しかしながら、かかる本件請求は、請求人が令和7年10月15日に提出した監査請求において、個別の教育支援計画の記載内容、これに関する保護者からの要請等への対応や転学の引継ぎに係る対応に不備があり、教育長、本件校長、本件学校及び教育庁の職員への人件費の支払が違法であるとして、その是正を求めた請求と同様の趣旨のものである。かかる請求に対しては、請求人が指摘する事項を含め、上記職員らのいじめ対応等が不適切なものであったということはできず、上記職員らへの人件費の支払が違法・不当と言えない旨、同年12月18日付けで請求人に監査結果を通知しているところである。

したがって、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象とする監査請求を重ねて行うものであるから、適法な請求とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象として重ねて監査請求を行うものとして不適法であるから、却下する。